と、「又は第六十八条の十五の二第六項」とあるのは「若しくは第六十八条の十五の二第六項又は震災特例法第二十五条の二第十三項若しくは第二十五条の三第四項」と、同項第六号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定又は震災特例法第二十五条の二第二項若しくは第三項の規定」と、「定める金額は、当該」とあるのは「定める金額又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「震災特例法施行令」という。）第二十二条の二第四項各号に定める金額は、それぞれこれらの」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらの規定」と、「次に掲げる」とあるのは「それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる」と、同号ロ(1)中「第三十九条の四十五第四項第一号」とあるのは「第三十九条の四十五第四項第一号又は震災特例法施行令第二十二条の二第四項第一号」と、「第六十八条の十五第二項」とあるのは「第六十八条の十五第二項又は震災特例法第二十五条の二第二項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同号ロ(2)中「第三十九条の四十五第四項第二号」とあるのは「第三十九条の四十五第四項第二号又は震災特例法施行令第二十二条の二第四項第二号」と、「第六十八条の十五第三項」とあるのは「第六十八条の十五第三項又は震災特例法第二十五条の二第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第七号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定又は震災特例法第二十五条の三第一項の規定」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「前条第十四項」とあるのは「それぞれこれらの第十四項」と、同号ロ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「前条第十四項」とあるのは「前条第十四項又は震災特例法施行令第二十二条の三第二項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」とする。

（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）

第二十二条の五　試験研究費の額（租税特別措置法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）のうち法第二十五条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産（以下この項において「開発研究用資産」という。）に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における同条第四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の九第三項及び第七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から特別償却実施額（当該開発研究用資産の償却費として損金の額に算入された金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額）を控除した残額をいう。）を控除した金額とする。

一　当該開発研究用資産につき法第二十五条の五第一項の規定の適用を受ける場合　同項に規定する普通償却限度額

二　当該開発研究用資産につき法第二十五条の五の規定に係る法第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合　同条第一項又は第四項に規定する普通償却限度額として政令で定める金額

2　法第二十五条の五第四項の規定により読み替えられた租税特別措置法第六十八条の九第三項又は第七項の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第四十二条の四第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号及び第四項において「震災特例法」という。）第十七条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第三項」と、同項第二号中「同条第一項」とあるのは「震災特例法第二十五条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第三項」と、同条第四項第一号中「法第四十二条の四第一項」とあるのは「震災特例法第十七条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第四十二条の四第七項」と、同項第二号中「同条第一項」とあるのは「震災特例法第二十五条の五第四項の規定により読み替えて適用される法第六十八条の九第七項」とする。

第二十三条の四号中「第十八条第四号」を「第十八条第一項第四号」に改め、同条第五号中「第十八条第一項第五号」を「第十八条第五号」に改め、同条第六号中「第十八条第一項第六号」を「第十八条第六号」に改める。

第二十三条の六を第二十三条の七とし、第二十三条の五を第二十三条の六とする。

第二十三条の四中「第二十三条の三」を「第二十三条の四」に改め、同条を第二十三条の五とする。

第二十三条の三を第二十三条の四とし、第二十三条の二の次に次の一条を加える。

（連結法人の再投資等準備金）

第二十三条の三　法第二十六条の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項の適用年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額から法第二十六条の三第一項の規定を適用しないで計算した場合の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額を控除した金額とする。この場合において、同法第八十一条の九第一項の規定及び同法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額（同法第五十九条第二項に係る部分に限る。）を計算する場合の法人税法施行令第百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第八十一条の九第一項第一号イ中「」の規定」とあるのは「」並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定」と、同号ロ中「第六十二条の五第五項」とあるのは「第六十二条の五第五項並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項」と、同令第百五十五条の二第一項第二号中「譲渡」とあるのは「譲渡）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）と、「」の規定」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の三第一項）の規定」とする。

2　法第二十六条の三第一項第三号に規定する政令で定める規模のものは、同号に規定する連結事業年度において取得又は製作若しくは建設をする同号の産業集積事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が三億円（同項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含み、法第二十六条の三第一項の指定があった日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合にあっては、租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等とする。次項において「中小連結法人等」という。）に該当する場合にあっては、三千万円）以上のものとする。

3　前項の場合において、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人が中小連結法人等に該当するかどうかの判定は、法第二十六条の三第一項第三号に規定する連結事業年度終了の時の現況による。

4　法第二十六条の三第一項、第三項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第二十六条の三第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第二十六条の三第三項又は第四項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

5　法第二十六条の三第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令及び租税特別措置法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法人税法施行令第百五十五条の十三第二項	掲げる規定を	掲げる規定及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定を
法人税法施行令第百五十五条の十三の二第二項	掲げる規定	掲げる規定及び震災特例法第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定
法人税法施行令第百五十五条の二十七第四項	）の規定	）並びに震災特例法第二十六条の三第一項（連結法人の再投資等準備金）の規定